

◎議 事 日 程（第 1 号）

令和 3 年 8 月 31 日（火曜日）午前 9 時 30 分 開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
日程第 2 会期の決定について
日程第 3 諸般の報告について
日程第 4 市長招集挨拶
日程第 5 総務文教委員長報告
日程第 6 議案第 32 号 令和 3 年度愛西市一般会計補正予算（第 6 号）
日程第 7 議案第 33 号 令和 3 年度愛西市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 8 議案第 34 号 令和 3 年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 9 認定第 1 号 令和 2 年度愛西市一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第 10 認定第 2 号 令和 2 年度愛西市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 11 認定第 3 号 令和 2 年度愛西市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 12 認定第 4 号 令和 2 年度愛西市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 13 認定第 5 号 令和 2 年度愛西市水道事業会計決算の認定について
日程第 14 認定第 6 号 令和 2 年度愛西市下水道事業会計決算の認定について
日程第 15 報告第 6 号 令和 2 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について
日程第 16 請願第 3 号 議会一般質問のインターネット放映を求める請願
日程第 17 請願第 4 号 常任委員会議事録のホームページ公開を求める請願
日程第 18 請願第 5 号 「市民の権利である請願権」を守るための請願
日程第 19 決算特別委員会の設置について
日程第 20 請願第 2 号 「市民の知る権利」である情報公開制度を守るための請願

◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

◎出 席 議 員（18名）

1 番	馬 渕 紀 明 君	2 番	石 崎 誠 子 君
3 番	佐 藤 信 男 君	4 番	竹 村 仁 司 君
5 番	高 松 幸 雄 君	6 番	吉 川 三 津 子 君
7 番	原 裕 司 君	8 番	近 藤 武 君
9 番	神 田 康 史 君	10 番	杉 村 義 仁 君
11 番	鬼 頭 勝 治 君	12 番	鷲 野 聰 明 君
13 番	島 田 浩 君	14 番	山 岡 幹 雄 君

15番 大宮吉満君
17番 真野和久君

16番 加藤敏彦君
18番 河合克平君

◎欠席議員（なし）

◎地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市長	日永貴章君	副市長	鈴木睦君
教育長	平尾理君	総務部長	近藤幸敏君
企画政策部長	宮川昌和君	産業建設部長	山田哲司君
教育部長	三輪進一郎君	市民協働部長	渡辺弘康君
上下水道部長	山田英穂君	消防長	伊藤幸司君
保険福祉部長	小林徹男君	健康子ども部長	清水栄利子君
監査委員	戸谷静治君		

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	近藤ゆかり	議事課長	大原守人
書記	丸山小百合	書記	猪飼隆善

午前 9 時30分 開会

○議長（島田 浩君）

おはようございます。

本日は御苦労さまです。

御案内の定刻になりました。定足数に達しておりますので、ただいまから令和 3 年 9 月愛西市議会定例会を開会いたします。

ここで御報告いたします。本定例会本会議に際して、報道機関より撮影を許可されたい旨の申出があった場合は、愛西市議会傍聴規則第 9 条の規定により、議長の権限において申出を行った報道機関に対して撮影を許可することにいたしますので、御了承を願います。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第 1 ・会議録署名議員の指名について

○議長（島田 浩君）

日程第 1 ・会議録署名議員の指名についてを議題といたします。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第 86 条の規定により、議長において、4 番・竹村仁司議員、5 番・高松幸雄議員の御両名を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第 2 ・会期の決定について

○議長（島田 浩君）

次に、日程第 2 ・会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期等につきましては、6 月 22 日に議会運営委員会が開催され、日程等を協議いただきましたので、その結果を議会運営委員長より報告していただきます。

○議会運営委員長（鷲野聡明君）

議会運営委員会の報告をいたします。

議会運営委員会は、去る 6 月 22 日に正・副議長にも御出席をいただき開催いたしました結果、会期は本日 8 月 31 日から 9 月 24 日までの 25 日間と決しました。

また、委員会等の日程につきましては御配付のとおりでございますので、よろしく願いをいたします。

以上、報告を終わります。

○議長（島田 浩君）

本定例会の会期につきましては、ただいま議会運営委員長の報告のとおり、本日より 9 月 24 日までの 25 日間といたします。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、会期は本日より 9 月 24 日までの 25 日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付のとおりでございますので、よろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第3・諸般の報告について

○議長（島田 浩君）

次に、日程第3・諸般の報告についてを議題といたします。

議長より御報告いたします。

監査委員より、令和3年4月から令和3年6月までに關する出納検査についての検査報告がありましたので、それぞれの写しをお手元に配付いたしております。

次に、陳情につきましては、お手元にあります陳情一覧表のとおり所管の委員会へ送付いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第4・市長招集挨拶

○議長（島田 浩君）

次に、日程第4・市長招集挨拶を議題といたします。

市長、お願いいたします。

○市長（日永貴章君）

おはようございます。

令和3年9月愛西市議会定例会を開会いたしましたところ、議員各位におかれましては大変お忙しい中、御出席をいただき誠にありがとうございます。

御承知のとおり、新型コロナウイルス感染症は感染力の強いデルタ株に置き換わりが進み、感染者の増加に歯止めがかからず、愛知県におきましても緊急事態が発出をされましたが、大変厳しい状況が続いております。市内におきましても、新規感染者数が急増し予断を許さない状況が続いております。感染拡大防止の鍵とされるワクチン接種につきましては、希望される方が一日も早く接種を受けられるよう、今後も医療機関等々協力の下、引き続き取り組んでいかなければならないと思っております。

さて、近年の異常気象につきましては日常化をし、この夏は西日本から東日本の広範囲で断続的に記録的な大雨に見舞われました。本市におきましても、大雨警報や洪水警報が発令をされましたが、幸いにも被害の発生には至りませんでした。しかしながら、こうした異常気象による豪雨により、今まで被害が発生しなかった場所でも大きな被害が発生するおそれがあります。9月に入っても台風シーズンは続きますが、引き続き防災体制に万全を期してまいりたいと考えております。

今定例会に提出をいたします案件につきましては、補正予算3件、決算の認定6件、決算に基づく報告1件、計10件の議案を上程させていただきます。各議案の内容につきましては、担当部長より説明をさせていただきますので、御審議を賜りますようお願いを申し上げます、簡単ではございますが開会の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第5・総務文教委員長報告（委員長報告・質疑）

○議長（島田 浩君）

次に、日程第5・総務文教委員長報告を行います。

令和3年6月定例会におきまして継続審査となりました請願第2号：「市民の知る権利」である情報公開制度を守るための請願につきまして御審査をいただきましたので、会議規則第38条第1項の規定に基づき、審査の経過並びに結果について御報告をお願いいたします。

○総務文教委員長（大宮吉満君）

おはようございます。総務文教委員会の結果を報告いたします。

総務文教委員会は8月10日午前10時から開催をいたしまして、6月定例会において継続審査とした案件を慎重に御審査いただきました。お手元に委員会審査報告書の写しを配付してございます。

次に、請願の審査についてを報告いたします。

請願第2号：「市民の知る権利」である情報公開制度を守るための請願については、市側から質疑に対する答弁をいただきました。

主な質疑で、請願事項2に、どこの部署も条例に基づき正確な判断ができる運用マニュアルを整備させることとあるが、市の整備状況はの質問に対し、現在、情報公開請求が出ると市情報公開条例第5条の公開か非公開かの判断をする運用マニュアルについての整備をしている状況であるという答弁でありました。

また、どの部署でも対応できる全職員の対応マニュアル、運用マニュアルについての必要性についてはどうかという質問に対し、運用マニュアルについては全職員が見る環境になっている。情報公開制度そのものについての理解をより深めることは課題であると、前の総務部長は答弁しておりますとの答弁でありました。

他市では、情報公開ブースとして条例や様々な市政情報の公開ブースやコーナーがあるが、市では整備されていない。現在検討されていることや他市を参考に整備する考えはあるかとの質問に対し、情報公開ブースは市では設けていないが、窓口で親切丁寧な対応を心がけて情報公開制度の説明をし、どのような文書があるかを説明し、申請を受け付ける対応を取っているとの答弁でありました。

質疑の後、反対討論、賛成討論それぞれありましたが、採決の結果、請願第2号については、賛成少数で不採択となりました。

以上、総務文教委員会の委員長報告を終わります。

○議長（島田 浩君）

それでは、委員長報告に対する質疑があればどうぞ。

〔「議長」の声あり〕

河合議員。

○18番（河合克平君）

今、報告をいただきました。質疑内容についても詳しく教えてはいただいたんですが、討論

がされたということでしたので、討論について若干、要旨的なもので構いませんが教えていただければと思います。

○総務文教委員長（大宮吉満君）

よりよい情報公開請求をしやすい環境の整備は当然今後も考えていく必要はありますが、現状での対応でよいではないかという言葉、それが反対討論であります。それとか、場所の確保や管理の問題など、市側の意見も聞きながら慎重に考えていくことが必要であるということも答弁でありました。

賛成討論におきましては、ブースを設けていただいたほうが皆さん方の利便性がいいんじゃないかというような部分の意見もありました。以上です。

○議長（島田 浩君）

ほかに質疑があればどうぞ。

〔「議長」の声あり〕

吉川議員。

○6番（吉川三津子君）

1点確認をさせていただきたいんですが、先ほど、このマニュアルの整備について、5条で公開するか非公開にするかのマニュアルを整備している状況という説明がございました。これについては、既に整備が終わっていて今後全体のマニュアルを作っていくんだということのお話だったのではないかと思います。そこら辺、先ほどの報告ですとマニュアル整備をしている状況ということでしたので、しっかりとそこら辺、今後全体のマニュアルを整備している状況なのか、その点確認を1点させていただきたいと思います。

それからあと、憲法で議会に請願を出すことはできないことになっているとか、地方自治法に触れるとの趣旨の発言もあって、結果として総務文教委員会のほうでは、憲法や自治法は難しいから勉強する時間が必要だとか、他市のホームページに載っているマニュアルについて勉強する時間が必要だということで継続審査になったわけでございます。この継続審査になった理由について、この臨時の委員会でもどのように扱って審議を進められたのかについて、ちょっと少しお伺いをしたいと思いますが、継続審査とした理由について、個々の委員で調査等をされ、時間もありませんでしたので何らかの結論を得られていると思いますが、憲法や自治法と請願権の関係について、委員会として討議をし、結論された上で審議をされたのか、1点お伺いをしたいと思います。

それからあと、情報公開条例解釈における他の自治体のマニュアル等を調査されたと思いますが、その点調べてどうだったのか、この点についても委員会内で情報共有をされた上で審議されたのか教えていただきたいと思います。

それからあと、請願者への配慮ですが、こうした臨時の委員会の日程や本日の本会議初日にこのような審議がされる、結論が出されることについて、請願者に対して連絡がされているのか、その点について確認をさせていただきたいと思います。以上です。

○議長（島田 浩君）

吉川議員、質疑につきましては委員長報告の範囲内、今報告しました範囲の中でお答えという事ですので、それ以外のところが出ておりますので、それはお答えできないと思います。お答えできるところだけお願いします。

[「議長、動議です」の声あり]

○総務文教委員長（大宮吉満君）

今は、一個人の継続に至るまでの御質問だったかと思うんですが、それは前回も言いましたように、一委員の意見として委員会が進められてきたと思います。現在、私が今報告した部分においてはお答えさせていただきますが、運用マニュアルにおいては、やっぱり窓口で皆さん方のどの職員もが対応できるように、やっぱり新人の職員さんたちも見えますから徹底されるというのは、これはいつまでたっても追求されていくことだと思います。5条にありますように、やっぱりきちとした基礎があって、それを進める窓口に対しては絶えず勉強であるかと思っておりますので、それはもうかっちりできましたということは執行部でも発言できないんだろうと思っております。それを踏まえて委員の皆さん方は、そういうことも踏まえて採決を取ったら不採択であったということと私は受け止めさせていただきました。

[「議長」の声あり]

○議長（島田 浩君）

吉川議員、委員長報告の質疑の範囲、もう一回だけ許しますけど範囲じゃない場合は破棄しますから。

○6番（吉川三津子君）

範囲でございます。

今、私が質問したのは、5条の関係のマニュアルがもう既にできている。その全体の情報公開条例全般にわたってのマニュアルというのは作成中であるということのお話があったのではないですかということの確認をさせていただいております。

あと、議長が報告があったことの範囲とおっしゃるんですけども、委員会としてどう扱ったということは、きちんとそれは範囲に当たると思っておりますので、そこら辺、委員会としての請願者への報告等はどうなっていたのかはお答えいただきたいと思っております。以上です。

○総務文教委員長（大宮吉満君）

5条の関係は、取りあえず情報公開条例5条の部分に公開か非公開かの判断をする、その運用マニュアルにおいては、やっぱりこれからも続けて整備していくという状況だったと思いません。

○議長（島田 浩君）

ほかに質疑のある方。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第6・議案第32号（提案説明）

○議長（島田 浩君）

次に、日程第6・議案第32号：令和3年度愛西市一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○総務部長（近藤幸敏君）

それでは、議案第32号：令和3年度愛西市一般会計補正予算（第6号）につきまして御説明をさせていただきます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,104万円を追加し、総額を231億8,215万円とするものでございます。

まず、歳入全般につきましては私のほうから御説明させていただきます。

3ページを御覧ください。

第2表の地方債補正で、広域化に伴う消防指令センター整備事業を追加いたしました。

次に、7ページ、8ページを御覧ください。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、災害対策費補助金の社会資本整備総合交付金として89万4,000円を計上いたしました。

16款県支出金、2項県補助金、5目農林水産業費県補助金で、水田麦・大豆産地生産性向上事業費補助金として158万8,000円を計上し、同じく4項県交付金、3目土木費県交付金で、あいち森と緑づくり都市緑化推進事業交付金として82万円を計上いたしました。

19款繰入金、1項特別会計繰入金、2目後期高齢者医療特別会計繰入金で、前年度繰越金のうち前年度分の保険料負担について、広域連合への追加納付分を差し引いた151万2,000円を一般会計に繰り入れるものでございます。

次に、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金では、本補正予算の不足する財源として1,572万6,000円を計上いたしました。

また、22款市債、1項市債、5目消防債で、消防指令センターの広域化に係る設計事業費の負担金について、消防指令センター整備事業債50万円を計上いたしました。

歳入につきましては以上でございます。

続きまして、歳出の主な内容につきましては担当部長より御説明いたします。

初めに、企画政策部長より御説明申し上げます。

○企画政策部長（宮川昌和君）

私からは、企画政策部所管に関するものについて御説明を申し上げます。

補正予算書の9ページ、10ページを御覧ください。

2款総務費、7項防災費、1目災害対策総務費で、高潮発生時の浸水想定と避難行動に役立つ情報を市民の皆さんにお知らせし、円滑かつ迅速な避難行動につなげるための高潮ハザードマップを作成し、全世帯に配布するため、10節需用費で印刷製本費225万4,000円を計上いたしました。

以上、よろしく願いいたします。

続きまして、保険福祉部長より御説明申し上げます。

○保険福祉部長（小林徹男君）

私からは、保険福祉部の所管に関するものにつきまして御説明申し上げます。

同じく補正予算書9ページ、10ページを御覧ください。

3款1項5目後期高齢者医療費の負担金35万4,000円は、前年度精算分による計上でございます。

以上、よろしく願いいたします。

続きまして、健康子ども部長より御説明申し上げます。

○健康子ども部長（清水栄利子君）

私のほうからは、健康子ども部の所管に関するものについて御説明をいたします。

9ページ、10ページを御覧ください。

3款2項3目保育園費で、下水道の供用開始に伴い佐織保育園下水道接続工事費として845万9,000円及び監理委託料として27万5,000円を計上いたしました。

続きまして、4款1項2目予防費で、新型コロナウイルス感染症の影響による減収分の運営費の補填のため、海部地区急病診療所組合負担金として663万9,000円を計上いたしました。

以上、よろしく願いいたします。

次は、産業建設部長より御説明いたします。

○産業建設部長（山田哲司君）

私からは、産業建設部の所管に関するものについて御説明させていただきます。

引き続き9ページ、10ページをお願いいたします。

6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費で、水田の営農者に対し、麦・大豆の先進的な技術を導入する取組を支援する補助金といたしまして、歳入予算の県支出金を財源として、水田麦・大豆産地生産性向上事業費158万8,000円を計上させていただきました。

次に、11ページ、12ページをお願いいたします。

8款土木費、3項都市計画費、1目都市計画総務費で、市民が民有地を緑化するに当たり、その内容が緑の町並みを推進するものとして優良であると認められるものに対し、その費用の一部の補助金といたしまして、歳入予算の県支出金を財源として都市緑化推進事業費82万円を計上いたしました。

以上、よろしく願いいたします。

次は教育部長より御説明申し上げます。

○教育部長（三輪進一郎君）

私のほうからは、教育部所管に関するものについて御説明させていただきます。

引き続き11ページ、12ページをお願いいたします。

10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費におきまして、中学生の体験事業の実施に向けて、候補地の選定や候補地での現地調査を行うための費用といたしまして65万1,000円を計上いたしました。

以上で、令和3年度一般会計補正予算（第6号）の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第7・議案第33号（提案説明）

○議長（島田 浩君）

次に、日程第7・議案第33号：令和3年度愛西市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○保険福祉部長（小林徹男君）

議案第33号：令和3年度愛西市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、第1条のとおり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,809万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億8,756万3,000円とするものでございます。本日の提出、市長名でございます。

補正の内容としましては、前年度精算に関するものでございます。

6ページ、7ページを御覧ください。

歳入は、6款1項1目繰越金で、前年度繰越金2,809万6,000円でございます。

8ページ、9ページを御覧ください。

歳出といたしましては、2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金で、愛知県後期高齢者医療広域連合納付金として2,658万4,000円計上するものと、3款2項1目一般会計繰出金として、前年度繰越金から連合会への納付金の差引き151万2,000円を計上するものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第8・議案第34号（提案説明）

○議長（島田 浩君）

次に、日程第8・議案第34号：令和3年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○保険福祉部長（小林徹男君）

議案第34号：令和3年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、第1条のとおり、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,925万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ57億3,004万8,000円とするものでございます。本日の提出、市長名でございます。

6ページ、7ページを御覧ください。

歳入では、4款2項7目国庫交付金で、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金として

1,546万円を、9款1項1目繰越金で前年度繰越金として6,379万3,000円を計上いたしました。
8ページ、9ページを御覧ください。

歳出といたしまして、1款1項1目一般管理費で、補助金として、事前協議のあった事業所に対して、認知症高齢者グループホーム等防災改築等支援事業費として1,546万円を計上いたしました。

なお、この経費につきましては、同額を国庫交付金として計上しております。

続きまして、6款1項3目償還金で、国庫支出金等過年度分返還金等で、前年度精算分として6,379万3,000円を計上いたしました。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（島田 浩君）

それでは、ここで職員入替えのため暫時休憩といたします。

午前10時02分 休憩

午前10時03分 再開

○議長（島田 浩君）

休憩を解きまして、会議を再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第9・認定第1号から日程第14・認定第6号まで（提案説明）

○議長（島田 浩君）

日程第9・認定第1号：令和2年度愛西市一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第14・認定第6号：令和2年度愛西市下水道事業会計決算の認定についてまでを一括議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○総務部長（近藤幸敏君）

それでは、認定第1号：令和2年度愛西市一般会計歳入歳出決算の認定についてを御説明いたします。

本件につきましては、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の決算審査意見を付けて議会の認定に付するものでございます。

決算の概要につきましては、別冊の令和2年度決算主要施策成果及び実績報告書を御参照ください。順次、簡潔に御説明をさせていただきます。

それでは、実績報告書の4ページを御覧ください。

令和2年度一般会計決算額の歳入総額は313億7,567万733円で、歳出総額は301億8,781万9,164円でありました。

歳入歳出差引額は11億8,785万1,569円で、このうち繰越明許費として翌年度に繰り越すべき財源の2億1,266万円を差し引いた9億7,519万1,569円を実質収支額として繰り越すものでございます。

次に、歳入について順次御説明をさせていただきます。

9 ページを御覧ください。

1 款市税ですが、令和 2 年度収入額は77億4,674万4,263円で、前年度と比較して1億3,332万4,605円、率にして1.7%の減収でございました。

税目ごとの内容について御説明いたします。

まず市民税ですが、収入額は35億5,113万2,971円で、前年度と比較して2億1,258万1,812円、5.6%の減収でございました。

要因といたしましては、個人市民税につきまして、令和元年度の株式譲渡所得の所得割の増加分が令和 2 年度は減少したことなどにより約1億4,921万円、4.3%の減収となりました。

また、法人市民税につきましても、新型コロナウイルス感染症の影響による法人税割の減少に伴い、約6,337万円、19.8%の減収でありました。

続きまして、固定資産税ですが、収入額は37億2,268万56円で、前年度と比較して6,268万2,533円、1.7%の増収でございました。

要因といたしましては、新築家屋の増加によるものでございます。

続きまして、軽自動車税ですが、収入額は1億6,638万906円で、前年度と比較して905万7,556円、5.8%の増収でありました。

要因といたしましては、登録車両の増加や環境性能割が数年となったことなどによる増となります。

次に、市たばこ税ですが、収入額は3億655万330円で、前年度と比較して751万7,118円、2.5%の増収でございました。

要因といたしましては、たばこ税の税率引上げの影響に伴うものでございます。

市税につきましては、以上でございます。

続きまして、11ページを御覧ください。

地方譲与税及び各種交付金は、それぞれ国・県の定める基準により算出され、2 款から10 款の全体では前年度に比べ増額となりました。

次に、12ページを御覧ください。

11 款地方交付税のうち普通交付税では、臨時財政対策債償還費など基準財政需要額の増額に伴い、前年対比1.3%の増収でございました。

次に、17ページを御覧ください。

22 款市債では、21.6%の増額でありました。

主な内容といたしましては、小・中学校におけるトイレ改修事業、屋内運動場非構造部材耐震改修事業、また佐屋総合運動場整備事業、児童発達支援センター整備事業、児童厚生施設整備事業について、それぞれ合併特例債で借入れをいたしました。交付税措置率は元利償還金の70%でございます。

なお、19ページ、20ページについて地方債の状況、21ページに基金の状況を掲載しておりますので御参照ください。

以上で歳入の説明とさせていただきます。

次に、歳出について、総務部所管の主な項目内容について御説明させていただきます。

28ページを御覧ください。

ふるさと応援寄附金事業でございますが、愛西市における新たな返礼品の発掘と高額な返礼品の導入を行い、前年度を大幅に上回る実績を得ました。

総務部所管の主な内容につきましては、以上でございます。

続きまして、企画政策部長より御説明をいたします。

#### ○企画政策部長（宮川昌和君）

それでは、企画政策部所管の主な項目について御説明を申し上げます。

お戻りいただきまして26ページを御覧ください。

人事課の関係で、職員研修事業におきまして、職員研修事業を通じて職員一人一人の能力の底上げを図りました。

次に、27ページを御覧ください。

秘書広報課の関係で、下段の広報事業におきまして、広報「あいさい」をはじめまして、ホームページ、コミュニティFM放送を通じて市政情報を市内外へ広く提供をいたしました。

続きまして、32ページを御覧ください。

経営企画課の関係で、下段の特別定額給付金事業におきまして、国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援をするため、市民1人につき10万円の特別定額給付金を給付いたしました。

続きまして、38ページ、39ページを御覧ください。

危機管理課の関係で、災害対策推進事業におきまして、防災力向上のため防災備品の備蓄、自主防災組織への活動支援など災害に強いまちづくりを推進いたしました。

続きまして、40ページを御覧ください。

同じく危機管理課の関係で、感染症防止対策事業におきまして、避難所開設時の新型コロナウイルス感染症などの感染拡大防止対策を図るための備蓄品を整備いたしました。

企画政策部の所管につきましては、以上です。

続きまして、市民協働部長より御説明申し上げます。

#### ○市民協働部長（渡辺弘康君）

それでは、市民協働部所管の主な項目につきまして説明をさせていただきます。

少し戻っていただきまして、まず初めに34ページを御覧ください。

市民協働課の関係で、コミュニティ施設管理事業でございます。

利用者が快適に利用できるよう、施設修繕、各種委託業務、備品更新等を行いました。

次に、43ページを御覧ください。

市民課の関係で、戸籍住民基本台帳事業でございます。

戸籍法住民基本台帳による各種証明の発行等を適正に進めるとともに、マイナンバーカードの申請・交付を市民課支所にして実施し、令和2年度より市民課にて、日曜開庁日にも交付を行いました。

次に、少し飛びますが88ページを御覧ください。

環境課の関係でございます。ごみ処理事業でございます。

各家庭から排出される一般廃棄物を適正に処理してまいりました。また、令和元年度より戸別粗大ごみ回収事業を開始し、収集運搬体制の強化を図ってまいりました。

市民協働部所管につきましては、以上でございます。

続きまして、保険福祉部長より説明をさせていただきます。

#### ○保険福祉部長（小林徹男君）

それでは、保険福祉部所管の主な項目について御説明申し上げます。

実績報告書の57ページの下段を御覧ください。

児童発達支援センターの設置に向けて、設計委託業務を進めました。

続きまして、68ページを御覧ください。68ページ下段でございます。

配食サービス事業につきましては、助成金額、配達業者数などの増加により、利用者も増加しております。

続きまして、84ページを御覧ください。

福祉医療費の子ども医療扶助費分では2年度から、16歳から18歳の入院・通院に対する負担軽減のため助成を開始いたしました。

保険福祉部の所管につきましては、以上でございます。

続きまして、健康子ども部長より御説明申し上げます。

#### ○健康子ども部長（清水栄利子君）

私のほうからは、健康子ども部の所管の主な項目について御説明させていただきます。

子育て支援課関係で、49ページを御覧ください。

あいさいっ子応援給付金事業として、新型コロナウイルス感染症の影響による子育て世帯への経済的影響を緩和するために、18歳までの児童の保護者に対し応援給付金を支給しました。

また、下段の新生児子育て応援給付金事業といたしまして、育児に係る生活負担の軽減のために、出生した新生児の保護者に応援給付金を支給しました。

続きまして、78ページを御覧ください。

公立保育園修繕工事等事業におきまして、佐屋中央保育園の施設の長寿命化のための設計業務と、安全確保のための駐車場の整備工事を行いました。

続きまして、健康推進課関係で、91ページを御覧ください。

予防接種事業におきまして、風疹予防接種事業として3年間の取組の風疹の追加的対策の2年目として、これから生まれてくる赤ちゃんを守るため、予防接種の機会が与えられなかった風疹抗体価の低い世代の男性を対象に風疹の抗体検査を行い、その結果、風疹抗体価の低い方に予防接種を実施しました。

健康子ども部所管につきましては、以上でございます。

続きまして、産業建設部長より御説明いたします。

#### ○産業建設部長（山田哲司君）

それでは、産業建設部所管の主な項目について御説明させていただきます。

45ページ下段をお願いいたします。

産業振興課関係でございます。

プレミアム付商品券補助事業でございますが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けている市内店舗を応援し地域経済の活性化を促進するため、愛西市商工会が実施したプレミアム付商品券事業に対し、補助金を交付いたしました。

続きまして、113ページの下段から114ページにかけてをお願いいたします。

土木課関係でございます。

交通安全対策事業でございますが、自動車や歩行者等の道路通行者の安全のため、通学路のカラー塗装、道路反射鏡の設置等を行いました。

続きまして、120ページ上段をお願いいたします。

都市計画関係でございます。

道の駅周辺整備事業ですが、本市の観光拠点である道の駅周辺の森川花はす田などを活用し、一年を通じてにぎわいのある集客力の高い公園整備とすることを目標に、この整備に必要な現況測量、基本設計等を行いました。

産業建設部の所管につきましては、以上でございます。

続きまして、消防長より御説明いたします。

#### ○消防長（伊藤幸司君）

私のほうからは、消防本部所管の主な項目につきまして御説明させていただきます。

122ページをお願いいたします。

9款消防費、消防本部総務課の関係でございます。

非常備消防事業といたしまして、消防団員の報酬、各種訓練及び出動手当でございます。非常時における消防体制の充実と防火広報や夜間パトロールにより、防火意識の高揚を図りました。

次に、123ページをお願いいたします。

備品購入費といたしまして、分団に配備している車両1台の更新を図りました。

負担金、補助及び交付金といたしまして、消防団員の公務災害補償等負担金として支出いたしました。

次に、124ページをお願いいたします。

消防施設等整備事業といたしまして、消火栓新設工事では、市内の2か所に消火栓を設置し消防水利の確保を図りました。

また、高規格救急自動車1台の更新を図り、救急出動に対応いたしました。

次に、125ページをお願いいたします。

消防本部消防課の関係でございます。

消防署事業費といたしまして、救命講習では、学校、事業所、市民等に48回、798人の方に受講いただき、応急手当の普及啓発を図りました。

次に、126ページをお願いいたします。

教育及び資格取得から、消防学校等教育、救急救命士の養成でございます。

署員の消防力が低下しないように、若い職員を中心に資格取得、各種教育に取り組み、知識・技術の習得、救急体制の充実を図りました。

次に、127ページをお願いいたします。

消防本部予防課の関係でございます。

予防事業といたしまして、年2回の全国火災予防運動期間中に、ポスターの配布や航空機からの防火宣伝、立入検査による火災予防の啓発を図るとともに、地震体験や防火教室、署内見学を行うことで、防火・防災意識の高揚を図りました。

消防本部所管につきましては、以上でございます。

続きまして、教育部長より御説明いたします。

### ○教育部長（三輪進一郎君）

それでは、教育部所管に関する主な部分について御説明させていただきます。

まず、新型コロナウイルス感染症緊急対策費関係でございます。

51ページ、52ページをお願いいたします。

学校教育課の関係でございますが、小中学校給食費無償化等事業（給食費等支援金）で、子育て世代の負担軽減を図るため、給食費の無償化の対象とならない児童・生徒に支援金を支給し、市内小・中学校の給食費を令和2年6月から令和3年3月まで無償化いたしました。

続きまして、53ページ、54ページをお願いいたします。

生涯学習課の関係でございます。

社会教育施設の感染拡大を予防するため、舞台用の飛散防止つい立て、サーキュレーター、空気清浄機などを購入いたしました。

スポーツ課の関係では、外出自粛に伴う運動不足の解消、運動習慣の回復を援助するため、運動習慣促進応援事業といたしましてスポーツ施設等の利用料金を助成いたしました。

128ページをお願いいたします。

学校教育課の小中学校施設老朽化対策検討事業でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響により予定どおりの開催ができなかったため、執行率が27.6%となっております。

130ページをお願いいたします。

適応指導教室事業で、佐織地区に教室を増設し指導の充実を図ったことなどにより、決算額が前年度より490万円ほど増額となっております。

続きまして、131ページと134ページをお願いいたします。

小学校・中学校のG I G Aスクール事業でございます。

この事業におきましては、全ての児童・生徒に1人1台のタブレット端末を配備するなどICT環境を整備いたしました。

続きまして、132ページ、134ページをお願いいたします。

小学校・中学校の施設耐震化・環境整備事業では、子供たちの安全で快適な学習生活環境を

確保するため、施設の改修・改善を行いました。

主な工事といたしましては、市内小・中学校の屋内運動場などの非構造部材耐震改修工事とトイレ改修工事でございます。

次に、142ページをお願いいたします。

生涯学習課の関係でございます。

図書館管理運営事業で、民間事業者の能力を活用し市民サービスの向上を図るため、指定管理者の更新を行いました。

次に、148ページをお願いいたします。

スポーツ課の関係でございます。

体育施設整備事業で、佐屋プール解体工事をはじめ、体育施設が安全・快適に利用できるよう施設の整備工事などを行いました。

以上で、令和2年度一般会計歳入歳出決算認定についての説明を終わります。

次に、保険福祉部長より御説明いたします。

#### ○保険福祉部長（小林徹男君）

それでは続きまして、認定第2号：令和2年度愛西市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、御説明申し上げます。

実績報告書の157ページを御覧ください。

まず、事業勘定におきまして歳入決算額63億6,294万8,274円、歳出決算額62億6,155万6,526円、差引き1億139万1,748円を令和3年度へ繰り越しました。

下の歳入の状況の表を御覧ください。

歳入のうち、国民健康保険税の収入額は13億1,214万3,974円で、前年度比95.4%となっております。

次に、歳出の状況の表を御覧ください。

歳出のうち、保険給付費は41億5,258万1,278円で、前年度比92.4%となっております。

また、県への国民健康保険事業費納付金は18億5,128万2,159円となりました。

続きまして、162ページを御覧ください。

直営診療施設勘定におきましては、歳入決算額1億1,670万3,814円、歳出決算額1億941万1,389円、差引き729万2,425円を令和3年度へ繰り越しました。

下の歳入の状況の表を御覧ください。

歳入では、診療収入が8,530万2,952円で前年度比89.4%となっております。

次に、歳出の状況の表を御覧ください。

歳出では、総務費が6,133万5,230円で前年度比103.6%となっております。

続きまして、認定第3号：令和2年度愛西市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

実績報告書の165ページを御覧ください。

この事業につきましては、事業の概要にもありますように県下の市町村が加入する広域連合

が後期高齢者医療制度を実施しております。

決算の状況で、歳入決算額10億1,858万7,774円、歳出決算額9億9,049万1,676円、差引き2,809万6,098円を令和3年度へ繰り越しました。

下の歳入の状況の表を御覧ください。

歳入では、後期高齢者医療保険料が8億2,900万9,400円で前年度比112.8%、繰入金が1億8,376万1,425円で前年度比111%となっております。

次に、歳出の状況の表を御覧ください。

歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金が9億7,579万4,023円で前年度比109.9%となっております。

続きまして、認定第4号：令和2年度愛西市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

実績報告書の167ページを御覧ください。

保険事業勘定におきましては、歳入決算額55億9,451万9,671円、歳出決算額53億210万4,358円、差引き2億9,241万5,313円を令和3年度へ繰り越しました。

下の歳入の状況の表を御覧ください。

歳入では、保険料が11億8,385万9,776円で、前年度比98.4%となっております。

また、国庫支出金、県支出金を合わせまして20億2,384万5,024円、その真ん中の支払基金交付金は13億7,262万7,000円、繰入金が7億9,993万6,831円となっております。

次に、歳出の状況の表を御覧ください。

歳出では、保険給付費が48億8,982万5,862円で、前年度比102.6%となっております。

保険給付事業や地域支援事業の内容は、169ページ以降に掲載させていただきました。

続きまして、177ページを御覧ください。

サービス事業勘定におきましては、歳入歳出決算額1,839万6,175円で、前年度比104.3%となっております。

私からは以上でございます。

続きまして、上下水道部長より御説明申し上げます。

#### ○上下水道部長（山田英穂君）

それでは、私のほうからは認定第5号：令和2年度愛西市水道事業会計決算の認定について御説明をさせていただきます。

実績報告書の179ページをお願いいたします。

3の決算額概要を御覧ください。

収益的収支でございますが、収入4億9,289万7,274円、支出4億7,622万2,725円、差引きは1,667万4,549円となっております。

次に資本的収支でございます。

収入6,185万9,600円、支出1億7,946万4,470円、差引き収入不足額はマイナス1億1,760万4,870円となっております。補填財源といたしまして、過年度分損益勘定留保資金1億937万

1,559円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額823万3,311円を充当しております。

4の損益勘定を御覧ください。

収益合計4億5,795万9,784円、費用合計4億4,976万842円、差引きの当年度純利益は819万8,942円となっております。

主な要因といたしましては、有収水量の増による水道使用量の増収によるものでございます。

続きまして、認定第6号：令和2年度愛西市下水道事業会計決算の認定について御説明をさせていただきます。

実績報告書の184ページをお願いいたします。

3の決算額概要を御覧ください。

収益的収支でございますが、収入19億6,179万1,008円、支出17億7,083万1,615円、差引きは1億9,095万9,393円となっております。

次に、資本的収支でございます。

収入15億5,114万2,716円、支出20億47万5,309円、差引き収入不足額はマイナス4億4,933万2,593円となっております。補填財源といたしまして、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額5,682万4,516円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額587万6,410円、引継ぎ金1億8,288万9,458円及び過年度分損益勘定留保資金2億374万2,209円を充当してございます。

4の損益勘定を御覧ください。

収益合計18億5,497万8,670円、費用合計17億3,804万4,809円、差引きの当年度純利益は1億1,693万3,861円となっております。

主な要因といたしましては、営業外収益の他会計補助金及び長期前受金戻入れの収入によるものでございます。

以上で、認定第1号から認定第6号までの説明とさせていただきます。

○議長（島田 浩君）

ここで休憩を取らせていただきます。再開を10時50分とさせていただきます。

午前10時39分 休憩

午前10時50分 再開

○議長（島田 浩君）

それでは、休憩を解きまして、会議を再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第15・報告第6号（提案説明）

○議長（島田 浩君）

次に、日程第15・報告第6号：令和2年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について報告をお願いいたします。

○総務部長（近藤幸敏君）

それでは、報告第6号：令和2年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率についてを御説明いたします。

この報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、監査委員の審査意見を付して議会に報告をするものでございます。

次ページを御覧ください。

表の上段、愛西市健全化判断比率の欄を御覧ください。

実質赤字比率と連結実質赤字比率につきましては、実質赤字額及び連結赤字額が生じておりませんので、数値の計上はございません。実質公債費比率につきましては4.1でございます。

また、将来負担比率につきましても数値の計上はございません。国が示しております中段の早期健全化基準値及び下段の財政再生基準値を、いずれの項目も下回っている結果となっております。

続きまして、次ページを御覧ください。

公営企業会計における資金不足比率について御説明させていただきます。

水道事業会計、下水道事業会計のいずれも赤字額及び資金不足額が生じておりませんので、数値の計上はございません。

報告第6号については、以上でございます。

○議長（島田 浩君）

それでは、認定第1号から認定第6号までの令和2年度決算と報告第6号の令和2年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見書について、代表監査委員の戸谷静治委員より審査結果を報告していただきます。

○監査委員（戸谷静治君）

議員の皆様方におかれましては、常日頃より市政発展のため御尽力をいただいておりますことに、心より深い敬意と感謝を申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症につきましては、いまだ終息のめどがつかない中、愛西市民のため各種施策を講じ、迅速な対応をしていただきましたことに感謝申し上げる次第であります。

決算審査につきましては、地方自治法及び地方公営企業法の規定により、市長から審査に付されました令和2年度愛西市一般会計、各特別会計並びに水道事業及び下水道事業の決算について、去る6月30日から8月4日までの間に、高松監査委員とともに各課からヒアリングを行い、審査を実施いたしました。

さて、議長のお許しをいただきまして、また高松委員の御了解の下、監査委員を代表いたしまして、令和2年度愛西市一般会計、特別会計、水道事業会計及び下水道事業会計の決算審査の報告並びに決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の審査について御報告をさせていただきます。

審査においては、予算の執行は適正で効率的かつ効果的に行われているか、財務に関する事務は関係法令に準拠し作成されているか、また計数は正確であるかなどの諸点に留意し、関係

諸帳簿と証拠書類を照合・精査するとともに、関係職員の説明を求め、例月出納検査や定期監査の結果を踏まえ、慎重に審査をいたしました。

審査の結果、審査に付されました一般会計、各特別会計、歳入歳出決算書と水道事業会計及び下水道事業会計における決算諸表等は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、計数も関係諸帳簿及び証票類と符合し正確であり、予算の執行及び事務処理についても適正になされ、成果を上げているものと認められました。また、水道事業会計及び下水道事業会計の運営状況についても、おおむね良好な状態であると認められました。

審査の内容につきましては、お手元の令和2年度愛西市決算審査意見書でございますが、一般会計・特別会計、水道事業会計、下水道事業会計をお配りしております。その概要について御説明をさせていただきます。

初めに一般会計でございますが、歳入では、7ページにありますように前年度に比べ配当割交付金及び地方特例交付金などが減少となりましたが、環境性能割交付金、国庫支出金及び寄附金などの増加により、所要の財源は確保されております。

また、歳出では、10ページにありますように総務費、農林水産業費、教育費などが増加し、衛生費、商工費などが減少しておりますが、予算計上した諸事業はおおむね計画どおり執行されたところでございます。

しかしながら、8ページにありますように、当市における歳入決算額の構成比率は、前年度に比べ実財源が13.2%減少し、依然として収入を地方交付税などの依存財源に頼っている状況にあります。合併特例による地方交付税が平成28年度より縮減されており、財源確保は難しさを増すことが予想されますが、12ページにありますように、市税において歳入が前年比1.7%減少しております。また、13ページにありますように、徴収努力もあり収入未済額及び不納欠損額についても減少しております。今後も市の財源確保、税負担の公平の原則に立ち、未収金発生の防止及び早期回収に向け徴収体制の強化を図るなど、貴重な財源の確保のために、公平かつ厳正な対応を引き続いてお願い申し上げます。

次に特別会計でございますが、28ページにありますように特別会計3会計の合計決算額を前年度と比較したのですが、合計決算額を見ますと歳入歳出とも減少しております。これは、国民健康保険特別会計によるものでございます。

国民健康保険特別会計においては、29ページにありますように、歳入は県支出金や繰越金の減少により9.0%の減少となっております。

歳出は30ページにあります。保険給付費の減少などにより前年度と比べ7.3%の減少となっております。

次に水道事業会計でございますが、48ページにありますように、本市の水利用は、市民の節水意識の高まりや節水機器の普及、給水人口の減少に伴い、年間有収水量は減少しておりましたが、令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により自宅で過ごされる方が増えたことから、年間配水量は前年度に比べ1.2%、年間有収水量におきましても2.9%増加しております。これにより、有収率については90.4%となり、前年度に比べ1.5%増加して

おります。また、新型コロナウイルス対策として、住民の負担軽減施策も講じられました。

下水道事業会計につきましては、整備途上であり、共用区域の拡大等により下水道普及率の向上は見込まれるものの、事業投資に多額な費用が必要となることから、今後もより一層、効率的かつ合理的な事業運営が図られることを望むものでございます。

令和2年度末の普及率につきましては、68ページにありますように前年度と比較して2.4%増加しておりますが、水洗化率につきましては、前年度と比較して0.6%減少しております。

次に、お手元に配付いたしました令和2年度の決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見書を御覧ください。

審査においては、健全化判断比率、資金不足比率及びその算定基礎となる事項を記載した書類が関係法令に準拠して作成されているか、またこれらの書類が令和2年度の財政状況の数値として適正に表示されているかを検証するため、主務課から提出された資料と照合するとともに、関係職員の説明を求め、慎重に審査を実施いたしました。

審査の結果、審査に付された健全化判断比率に係る実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4項目の指標は、いずれの指標においても早期健全化基準を大きく下回っており、健全性が保たれておりました。

そして、地方公共団体の健全化に関する法律に該当する本市の公営企業の各会計における資金不足比率の指標は、いずれの会計も資金不足はなく、健全性が保たれておりました。

しかしながら、経常収支比率につきましては、令和元年度は87.8%、令和2年度は90.7%と年々増加しており、市の財政構造は弾力性を失いつつあります。今後も、企業誘致を進めるなど自主財源の確保に努める必要があると考えられます。

終わりに当たりまして、新型コロナウイルスワクチンの接種につきましては、高齢者から順次始まっておりますが、終息にはまだ時間がかかることが予想されます。一日も早く元の生活が送れるようにと願うばかりでございます。今後につきましては、地方自治法の原則である、最少の経費で最大の効果を上げるよう、事業の評価・検証を行い、優先度を適切に見極め、効率的・効果的な行政運営を推進され、持続可能な愛西市づくりに努めていただきたいと思います。

なお、議員の皆様方におかれましては、今後の市政運営についてより深い御理解となお一層の御指導をお願い申し上げまして、簡単ではございますが、決算審査の御報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（島田 浩君）

ここで職員入替えのため暫時休憩といたします。

午前11時03分 休憩

午前11時04分 再開

○議長（島田 浩君）

休憩を解きまして、会議を再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第16・請願第3号（提案説明）

○議長（島田 浩君）

次に、日程第16・請願第3号：議会一般質問のインターネット放映を求める請願を議題といたします。

この件につきましては、紹介議員より説明をお願いしたいと思います。

○6番（吉川三津子君）

議会の一般質問のインターネット放映を求める請願について、紹介議員のほうから説明をさせていただきます。

請願趣旨。「愛西市自治基本条例」及び「愛西市議会基本条例」の大きなテーマである『市政への市民参画』を実現するためには市民（特にこれからの愛西市を背負っていく若い世代）に市政について興味を持ってもらうことが必要であり、開かれた議会の第一歩となる議会傍聴を身近なものにするためには、議会のやり取りを誰でもいつでも見ることができる議会のインターネット放映が必要です。

請願事項といたしましては、議会（定例会）で行われる一般質問を録画し、ユーチューブなどのオンライン動画共有プラットフォームを利用して録画を配信することです。

ここまでが、議会のルールで請願書を出すときに書かねばならない趣旨と請願事項であります。この後につきましては、前回、この請願者のことを言うことを忘れてましたが、大井町の松田さんですが、前回は請願を出されましたが残念ながら不採択になっております。そういった不採択になった理由を踏まえて、一つ一つ議会が取り組みやすいことを請願することが重要ではないかということで、今回この請願になっております。

自らクローバーテレビとか、それから弥富の市議会にも問合せをされて、十分に調査をされた上に請願書を出されていますので、この後の事項については、判断をされる上で参考にしていただきたいと思います。

請願の理由。愛西市をはじめとする、全国の各自治体は、少子高齢化が進み納税人口が減っていること、さらには国から地方への税源移譲により財源の確保にとっても苦慮している。

そのような中、「自助」「共助」「公助」の考え方が生まれ、行政による「公助」に必要な財源は削減される一方、「公助」の部分を担当するため、自治体からは市民による「自助」・地域による「共助」言わば『市政への市民参画』が求められています。

さて、「自助」「共助」ともに主役になるのは誰でしょうか。

紛れもなく、市民です。市民を動かすためには、市政に興味を持たせ、市政の理解を得るところから始まるのではないのでしょうか。

全国各地で「自助」「共助」の部分で活躍されている方々の多くは、市政に興味を持ち、市政を理解し、自分の住む市をよくしていこうという気持ちが強く、市がどの方向を向いて、どのように進んでいくのかを知るために、その手段の1つとして議会傍聴があります。議会は直接議場へ足を運び傍聴する必要がありますが、仕事で傍聴ができない人は、家事や仕事の合間にインターネットを通じて議会（録画放映）を見えています。

愛西市の自治最高規範である「愛西市自治基本条例」及び「愛西市議会基本条例」の2つの条例には、『市政への市民参画を推進する』ことが条文に書かれています。また、令和3年6月愛西市議会定例会において市長による招集挨拶並びに所信表明の中には「地域コミュニティの充実を図り、皆様の知識や知恵を十分にいかしながら、市民一人一人が主役となるまちづくりを進めていきます。」とあり、市長も市政への市民参画を求めています。また、「市の広報紙をパソコンやスマートフォンなどで閲覧できるようになった。市民の皆様の利便性の向上や、多様化するニーズに応じていくためには、A I、R P AなどのI C Tを今後も積極的に活用していく必要があります。」とも述べられています。

「愛西市自治基本条例」「愛西市議会基本条例」「市長が示しているプラン」に共通する『市政への市民参画』。これを実現するには、「自助」「共助」を支え、これからの愛西市を支えていく若い世代の市政ファンを増やす必要があります。このためには、市政に興味を持った時点でパソコンやスマートフォンなどですぐに情報を得ることができる「議会のインターネット放映」が必要不可欠と思うことから、この請願を提出いたします。

請願に当たっての調査について、松田さんはいろんな調査をされていますので、いろいろちよつと事例等がついておりますので、読ませていただきます。

前回の請願「議会放映等の拡大と充実を求める請願書」から見えてきたこと。

請願の処理について。

①受理した請願は専門的に審査するため、委員会に付託します。

②付託された請願は委員会で質疑や討論が行われ、採択すべきもの、不採択とすべきもの、継続すべきものとして、その取扱いが決定されます。

とありますが、6月15日の総務文教委員会では請願は専門的に審査されたのでしょうか。議員からの「そもそも、議会に請願を出すのはおかしい」との間違った法解釈が貫かれ、貴重な委員会での審議時間が奪われ、専門的な質疑や討論の結果、採択・不採択の判断が行われたかどうかは甚だ疑問に思っています。

また、「既に議会で協議しているから反対」との反対意見がありましたが、一般市民が委員会で協議していたことを知る方法としては、公文書公開請求によって委員会議事録を請求するほかに、とても市民に開かれた議会ではありませんし、協議されたとおっしゃる広報特別委員会では議事録も作成していないと後日お聞きしました。もし協議中であれば、『市政への市民参画』の観点から、請願が協議中の案件の議論を加速させることができるよい機会と捉え、愛西市議会基本条例第7条第4項「議会は請願・陳情など市民の多様な意見を把握し、議会活動に反映させるとともに、市民が議会の活動に参加する機会の充実を図ります。」の条文にもあるように請願をこのような理由で反対し不採択にするよりも市民の意見を受け入れ、市民参画を進めることが必要と思います。

現在、愛西市の議会放映は、ケーブルテレビでの録画放映のみとなっており、議会を傍聴したい場合、ケーブルテレビを契約して見るか、もしくは直接議会に傍聴に行くしかありません。昼間働く人にとって、議会の傍聴はとてもハードルの高いものになります。

ケーブルテレビによる議会放映の費用を税金利用の公平性から見ると、愛西市内のケーブルテレビの契約世帯は減少傾向にあり、全世帯数の61%です。非契約世帯は39%で約9,000世帯、単純に約2万4,000人がケーブルテレビによる議会放映を視聴することができません。単純に約2万4,000人は直接議会へ出向く以外、傍聴の方法がありません。

ケーブルテレビによる議会放映費用は、契約書によると1日15万4,000円（税込み）、令和2年度の放映日数が8日なので、年間123万2,000円もの血税が投入されています。

この議会放映費用に費やされる123万2,000円は、ケーブルテレビ契約世帯しか享受することができません。税金は公平に使われるべきです。

今や小学生から高齢者までの全世代が持っているスマートフォン。ユーチューブなどのオンライン動画共有プラットフォームが公平性を保つためのツールだということは言うまでもありません。

弥富市の議会放映取組の事例についても調べられていますので、その点についても述べさせていただきます。

弥富市の議会放映は、ケーブルテレビによるものと、議会事務局が撮影・録画・編集しユーチューブで放映するものがあり、ケーブルテレビによるものには、愛西市同様費用が発生していますが、ユーチューブ放映には費用がほとんどかかっていないとのことです。

弥富市のユーチューブ放映費用について。

機材準備初期費用は新庁舎になる前の旧庁舎時代からの庁舎内放映用のカメラが庁舎自体についており用意が不要だった。

ユーチューブの使用料は発生していない。

編集は職員の通常使用のパソコンででき、不要部分のカットだけであり、そんなに手間はかかっていない。実際、議会事務局職員1名が編集に当たり、もう一名が再编者となって、おおむね一週間で編集が終わり、外部業者への委託料は発生していない。

愛西市でユーチューブ放映が実施されるときに必要な費用について。

弥富市と違って部分としては、機材の準備初期費用ぐらいと想定されます。カメラには、役所にあるタブレットやZoomなどのウェブ会議に使用されるカメラなど様々なカメラが使用可能であり、弥富市同様に予算の確保がなくても導入可能と思われます。

弥富市の議会放映が進んだ背景として、情報公開度が低かったことを受け、議会改革の中で、議員が進めていったことが大きかったとのことです。

愛西市は県内情報公開度ワースト4であり、市民が市政に興味を持ち、市政への市民参画を進めるために、ユーチューブ放映の実現をお願いいたします。以上です。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第17・請願第4号（提案説明）

○議長（島田 浩君）

次に、日程第17・請願第4号：常任委員会議事録のホームページ公開を求める請願を議題といたします。

この件につきましても紹介議員より説明を願いたいと思います。

○6番（吉川三津子君）

それでは、常任委員会議事録のホームページ公開を求める請願について、紹介議員である吉川三津子より説明をさせていただきます。

請願者は、稲葉町の市民の方であります。

請願の趣旨。愛西市議会基本条例は、平成29年に制定されました。この条例は、議員によってつくられ、議員全員が賛成して成立している条例であり、議会の最高規範ですので、条例の下、議会が運営されなければなりません。

議員の方々は、この条例の第3章「市民と議会の関係」で、次のように定めています。

第7条では、「議会は、市民に対し積極的に議会審議等に係る情報を公開及び提供し、説明責任を果たすこと」や、「議会は請願・陳情など市民の多様な意見を把握し議会活動に反映させ、市民が議会の活動に参加する機会の充実に努めること」など、議会は市民との約束をしております。この関係を約束しています。

また、第6章・第17条の（委員会の活動）では、「委員会は、専門的で具体的な議論を行い、議案等の審議や事務調査を行う役割がある」と書いており、委員会が、重要かつ詳細な審議が闊達に行われていることがうかがわれます。

議会基本条例が制定され、4年になろうとしています。

議会は、条例の下市民に情報を提供する責任があります。また、市民が議会の活動に参加することも条例で述べており、これには情報が不可欠です。よって、以下のとおり請願いたします。

請願事項。愛西市議会基本条例の下、常任委員会の会議録をホームページで公開してください。ここまでが、愛西市の議会の中で決められた、必ず書かなければならない部分です。

その後、請願者の個人の御意見として載っておりますので、請願の理由について述べさせていただきます。

1つ目、愛西市議会の委員会の議事録は、情報公開請求をしないと入手できません。ホームページなどで公開されている自治体では、無料で自宅でゆっくりと見ることができるのに、愛西市民は、1枚10円を出さないと入手できません。

2番目、委員会では、質問回数の制限もなく、自由闊達な意見が述べられていると思います。どんな議論を経て賛否に至ったかを知ることが、市政や議会への関心、信頼につながります。

3つ目、県下38市のうち8割の31市でホームページに委員会議事録を公開しています。以上であります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第18・請願第5号（提案説明）

#### ○議長（島田 浩君）

次に、日程第18・請願第5号：「市民の権利である請願権」を守るための請願を議題といたします。

この件につきまして、紹介議員より説明を願いたいと思います。

## ○18番（河合克平君）

では、「市民の権利である請願権」を守るための請願について、提案をさせていただきます。

請願者は、愛知県愛西市大野町茶木239の立松英昭様よりです。紹介議員といたしまして、愛西市議会議員・河合克平、また吉川三津子議員を紹介議員としております。

読み上げて請願内容について紹介をさせていただきます。

### 1. 請願趣旨。

市民が行政・議会に対して請願を出す権利は、保証されるべきであり、地方自治法・憲法からしても、議会は忠実に取り扱うべきものである。

しかし、愛西市議会6月議会での請願審議において、議会運営委員会で審議すべき請願であると認め、かつ、請願の取扱いや請願内容等について、調査・研究する時間がありながらも、誤った憲法及び地方自治法の解釈での議論であったことは否定できない。この事実は、中日新聞、毎日新聞でも報道されています。

議会は、「請願権は憲法で保障された国民の権利である」ことを真摯に受け止め、市民に認められた「知る権利」「出す権利」を守らなければなりません。

議員、議会は市民の権利を奪う機関ではありません。議会基本条例前文では、「議会は市民の意思を代弁する合議制機関である」と述べているように、市民の意見を聞くのが役割です。市民の付託に応え、市民の権利を守り、信頼される議会であることを熱望して、要望するものであります。

請願の理由。

1. 議員の誤った情報や法解釈で委員会の議論が進んだときは、委員長・事務局が指摘したり、暫時休憩としたりして、請願の中身が審議されるよう修復すべきであった。

2. 請願が配付された時点で、事前に各議員が調査・研究し、議会に臨むべきであります。

3. 重要なのは、請願事項であります。請願事項を中心に慎重に議論すべきであります。

4. 市民に請願権があり、愛西市議会に提出することにより、請願を通して議会に参画できることが市民に浸透していません。

5. 過去にどんな請願があり、どのような判断がされたか、まとめたものが公開されておらず、本会議議事録等を個々に見ないと分からない状況であります。

以上の理由により、請願項目3点にわたって審議をいただきたいと思います。

1. 憲法・地方自治法・自治基本条例・議会基本条例について学び、請願の意味・議会の役割・市民の権利についての知識を習得する議員研修会の開催を検討してください。

2. 市民には請願を出す権利があり、請願を市民にとって身近なものにするため、議会だよりに請願とは何かとか、請願提出を広く市民に呼びかける記事の掲載を検討してください。

3. 過去にどのような請願が提出され、議会がどう判断したか分かるページを議会ホームページに載せ、市民に分かりやすい情報を発信してください。

以上、提案させていただきますので、御審議よろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第19・決算特別委員会の設置について

○議長（島田 浩君）

次に、日程第19・決算特別委員会の設置についてを議題といたします。

本定例会に議題となり、提案説明のありました認定第1号から認定第6号の令和2年度決算6件につきましては、委員会条例第6条の規定に基づきまして決算特別委員会を設置したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、認定第1号から認定第6号の令和2年度決算6件につきましては、決算特別委員会を設置することに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま設置を決定いたしました決算特別委員会の定数につきましては、7名としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、決算特別委員会の定数は7名と決定いたしました。

決算特別委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において、鬼頭勝治議員、佐藤信男議員、原裕司議員、山岡幹雄議員、竹村仁司議員、加藤敏彦議員、馬淵紀明議員の7名を選任いたします。

それでは、正・副委員長をお決めいただきます間、暫時休憩といたします。

午前11時29分 休憩

午前11時39分 再開

○議長（島田 浩君）

休憩を解き、再開をいたします。

決算特別委員会の正・副委員長が決まりましたので、事務局長より発表させます。

○議会事務局長（近藤ゆかり君）

失礼いたします。

決算特別委員会の正・副委員長をお決めいただきましたので、発表いたします。

委員長には竹村仁司議員、副委員長には馬淵紀明議員であります。よろしく願いいたします。

○議長（島田 浩君）

よろしく願いいたします。

なお、決算特別委員会の日程につきましては、9月16日午前9時から開催を予定しておりますのでよろしくお願いいたします。

申し訳ございません。ここでちょっと暫時休憩を取らせていただきます。

午前11時43分 休憩

午前11時46分 再開

○議長（島田 浩君）

休憩を解きまして、再開をいたします。

ここで、大宮総務文教委員長よりちょっと発言を求められておりますのでよろしく申し上げます。

○総務文教委員長（大宮吉満君）

先ほどの委員長報告に対する質問の中で私の回答がちょっと漏れておったみたいで、ちょっと補足させていただきます。

情報公開制度の第5条の部分において整備されているか、運用マニュアルについて先ほどの委員長報告の中でも公言しませんでした。整備されておるそうです。

それと、条例全体のための運用マニュアルの整備は、反対討論の中でもありましたように本年3月議会の一般質問の中で考えているという市側の答弁があったということで、既に取り組んでいるという理解をしていただければいいかと思えます。よろしく。

~~~~~ ○ ~~~~~

**◎日程第20・請願第2号（討論・採決）**

**○議長（島田 浩君）**

次に、日程第20・請願第2号：「市民の知る権利」である情報公開制度を守るための請願を議題とし、討論を行います。

まず、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔「議長」の声あり〕

河合克平議員。

**○18番（河合克平君）**

では、請願第2号：「市民の知る権利」である情報公開制度を守るための請願に対し、賛成の立場で討論いたします。

請願の請願事項は、1. 愛西市情報公開条例、愛西市自治基本条例、愛西市議会基本条例に基づき、市民の権利を守り議会として一層の情報公開を推進すること。2. 市側に、どこの部署も条例に基づき正確な判断ができる運用マニュアルを整備すること。3. 南館に情報公開ブースを設置し、公文書一覧などを置き、誰もが情報公開請求しやすい環境を市側に整えさせることの、以上の3点の請願事項であります。

それぞれの請願事項は、市民が市政に参画することをより一層進めることとなります。例えば、議会が議会基本条例の足りないところを検証し改善すること、これは一層進めなければなりません。また、市は情報公開条例が有益に運用される条件をつくることを惜しんではいけません。そして、市政が市民との協働をもって運営されやすい環境の整備をするということは、必須であります。

以上の理由により、市民の方より不足している点を指摘していただき、よりよい議会運営や市政運営が行われるように提案いただいている本請願には賛成といたします。以上です。

**○議長（島田 浩君）**

他に賛成討論はございませんか。

[挙手する者あり]

真野議員。

○17番（真野和久君）

それでは、「市民の知る権利」である情報公開制度を守るための請願について、賛成討論を行います。

請願項目に関しては、今河合議員が述べたとおりであります。

今回のこの3点において、まず1点目の問題として、特に愛西市議会基本条例に関しては、条例はできたものの具体的な運用に関する様々な細かいことが全く議論されていないという現状がある中で、こうした請願に基づいてそれをしっかりとやっていく上でも、この請願は大変意味があるというふうに考えます。

また、2点目の運用マニュアルについても、第5条の運用マニュアルに関してはあるということになっていますが、それ以上のものに関してはなかなかしっかりとしたものはまだできていないとは判断しづらいと思います。また、この間の情報公開条例の中でもあるように、ほとんど黒塗りとなるようなそうした今の対応は、絶対に改めるべきであるというふうに考えます。

第3点目の南館への情報公開ブースの設置についてであります。情報公開ブースの設置については、私たち日本共産党愛西市議団もこれまでも何度となく予算要望などでも提案をしてまいりました。そもそも情報公開に関しては、市民の知る権利をしっかりと保障し守るものであります。委員会の中での答弁で、情報公開請求があった場合、それぞれの担当課で丁寧に対応するというふうに言われました。しかし、それは当たり前ではありますが、そもそも情報公開請求をする必要がある内容そのものが判断できるような情報の提供を市がやる必要があります。その点に対しての情報公開に対する市の理解が非常に問題であるというふうに考えます。今市政において何が問題なのか、また市の様々な計画や条例、規則、要綱など、こうしたものをしっかりと開示することによって、市民の皆さん一人一人が、今市政で何が問題なのかをまず最初に知ることができる、そうした情報公開ブースを設置することは絶対に必要であり、その点での市の考え方を改めてもらうためにも、この請願を採択し、その改善を求めるものであります。

以上の点から、この請願には賛成をいたします。

○議長（島田 浩君）

他に賛成討論はございませんか。

[「議長」の声あり]

吉川議員。

○6番（吉川三津子君）

「市民の知る権利」である情報公開制度を守るための請願について、賛成の立場で討論いたします。

情報公開は、市民参加の基本です。情報公開とは、情報公開条例を基に請求されたら公開す

るだけのものではありません。原則、行政情報は市民のものであり、市や議会が自ら公開することが情報公開の趣旨であります。

請願事項(1)についてですが、まさにこの請願事項1は、自らが公開する、行政や議会が自ら公開することを指しており、委員会の反対討論でも、情報公開制度の推進は、市と市民の信頼関係を深め、市民との協働をより進めるには必要不可欠なものと考えておりますと、杉村議員からの発言があり、そして、議会として推進していくことは、議会としても一議員としても当然でありますという、馬淵議員からも発言されました。お二人とも請願1については、賛成の立場であるということがよく分かりました。

しかし、この請願事項1は、6月議会で不採択になった議会放映や議会議事録公開などを求めた請願に該当するものであり、委員会がこの請願の趣旨、中身まで踏み込んだ審議がされなかったということが、その点からもよく分かりました。

また、請願事項(2)の運用マニュアル充実についてですが、私が3月議会の一般質問で取り上げ、市は2つの部署で間違った公開、非公開の判断があったことを認め、そして運用マニュアルの充実をしていくという発言をしております。しかし、こういった発言があったにもかかわらず、一部署では改善されず、そのまま真っ黒のままでもいいんだという主張が続いています。また、一般質問後、私もいろんな情報公開請求をしているわけですが、公開された別の公文書も真っ黒で、現在、情報公開審査会に異議申立てをしているところです。あまりにもひどい状況で、審査会を通さず裁判に持っていくのも一つの手段ではないかというような助言をいただいているような、そんなものもあります。私は、最近では2度にわたって情報公開審査会に口頭陳述もして黒塗りを少しずつ減らしている活動もしているわけですが、こうした活動をしなければ真っ黒な公文書が改善されないといった異常な状況であります。

行政が今、新たにマニュアルづくりに取り組んでいるから市民の請願に賛成の必要がないというのは、委員会での反対議員の主張でありましたが、私たち議員は、議会基本条例で、政策形成段階で市民の意見を聞くことが重要であると決めています。まさに今、制作段階だからこそ市民の意見を聞くべきであり、現在の市の情報公開条例運用状況からも考え、議会から強くマニュアル作成や議員研修を要請すべきです。各課に公文書公開、非公開の判断を各部署に任せっきりのこの愛西市の仕組みは大変問題です。

そして、請願3についてです。南館に情報公開ブースの設置を求めています。請願とは、そのとおりに施策を実行しなければならないものではありません。これは、法律で認められていることです。協議して、南館の都合が悪ければ、別の場所に移すことも可能なんです。請願事項に南館と特定されているから反対だということは通用しません。また、公開請求者には窓口に来ていただければ丁寧に説明しているので今のままで問題ないという委員会での反対意見も出ましたが、どんな文書を公開請求できるのか。ほかの人がどんな文書を請求しているのか。そしてその結果、どんな文書が出ているのか。そんなことも公開することが、市民にとって情報公開が身近な存在になるのではないのでしょうか。こうした制度があることも御存じない方が多いのです。こういったことから、市民の権利を守り、市民と行政、議会をつなぐために、と

でも大切な請願でありますので、賛成といたします。

○議長（島田 浩君）

他に賛成討論はございませんか。

〔挙手する者なし〕

では、次に反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

反対討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、請願第2号を採決いたします。

請願第2号の趣旨に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立少数であります。よって、請願第2号は不採択と決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（島田 浩君）

以上をもちまして、本日の全日程を終了いたしました。

次の継続会は9月6日午前9時30分より再開いたしますので、よろしくお願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前11時59分 散会